

営農計画 の策定

STEP
2

農地の 確保

STEP
3

機械・施設等の 生産基盤の整備

早期の経営安定

ぎふアグリチャレンジ支援センターは、法人を含む新規就農者の就農から定着までをサポートしています。お気軽にお尋ねください。

県内事例紹介

農福連携で支える円空さといも

中濃里芋生産組合
それいゆ（株式会社DAI・関市）

市場で高い評価を得ている特産の「円空さといも」ですが、調製作業、いわゆる毛羽取り作業に手間も時間もかかるため、従事者の高齢化とともに生産農家が減少していました。

これを、JAめぐみのが仲介・調整し、市内の障害福祉サービス事業所それいゆに委託することによって、ピーク時には及ばないものの農家数、作付面積ともに増加させることができました。

また、数軒の農家は収穫作業にも利用者を受け入れており、働きぶりを高く評価しています。「『助かったよ』の何気ない一言が利用者には無類の喜び」というそれいゆは農業者と良好な関係を築いています。

そして、農業に参入して、にんにく、さつまいもを市場出荷し、黒にんにく、干し芋などの加工品も生産し、産直市場等で販売しています。



収穫期の大きな戦力に

せつきーファーム・関谷英樹さん（本巣市）
ライフスタイルきらら（（社）喜峰寿・瑞穂市）



関谷さんは、2.5haの圃場で約500本の富有柿を一人で管理しておられます。収穫作業には多くの人手が必要になります。当初、障がい者との接点も知識もなく、不安はあったそうですが、指示どおり、ほぼ正確に作業してもらえ、失敗があっても、同行の職員さんに伝えれば改善されるとのこと。

「収穫の約3割を担ってもらっています」と語る関谷さん。今では、欠かせない戦力になっているとのことです。



農福連携を推進しています

農福連携とは

農業者や農業団体等の農業サイドと、社会福祉法人やNPO法人等の福祉サイドが連携して農業分野における障がい者等の就労を推進する取り組みです。

推進の目的は

地域における障がい者等の就労、生きがい等の場となるだけでなく、高齢化や担い手不足といった課題を抱える農業・農村にとっても、担い手の確保や地域農業の維持、さらには地域活性化にもつながります。

取組形態

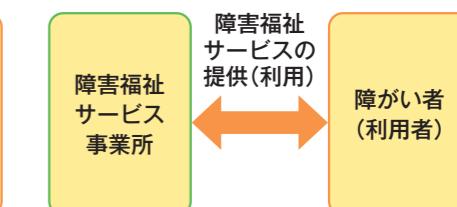
農業経営体（農業を行う特例子会社）による 障がい者の一般雇用（一般就労）



農業経営体と障害福祉サービス事業所の 農作業受(委)託（福祉的就労）



障害福祉サービス事業所の 農業参入



ぎふアグリチャレンジ支援センターにご相談ください

●農福連携全般、農業経営体と障害福祉サービス事業所との農作業受(委)託、県支援事業について
TEL.058-215-1503（農福連携推進室）

●農業参入について
TEL.058-215-1550（経営支援課）

●県助成事業、農作業の細分化（切り出し）、事例集、作業動画（YouTubeへのリンク）
ぎふアグリチャレンジ支援センターホームページ URL : <http://www.gifu-notiku.com/>



ホームページ

YouTube

農福連携関連の動画公開（YouTube）「のうふくチャンネルぎふ」で検索

農業経営体の障がい者受入の進め方

農作業の委託

◆まずは体験しましょう

「(障がいのある方は)どんなことができるのか」「接し方がわからない」などの意見が寄せられます。農場で行う作業は多岐にわたりますが、例えば草引きなど、まず、その一部を委託しましょう。ぎふアグリチャレンジ支援センターが障害福祉サービス事業所との間に入り、委託作業の内容や求める出来高、代金等を調整するマッチング支援を行います。



本格的な受け入れ

◆障がい者の雇用(一般就労)

- ・最寄りのハローワークでの求人
- ・特別支援学校の生徒のインターンシップ受入(働きたい!応援団サポート企業申込書を特別支援学校又は県教育委員会特別支援教育課に提出)
- ・地域の障がい者就業・生活支援センターとの連携

◆障害福祉サービス事業所への作業委託

- ・最寄りの農林事務所農業普及課又はぎふアグリチャレンジ支援センターにお声掛けください。ぎふアグリチャレンジ支援センターが、受託希望の障害福祉サービス事業所とのマッチングを支援します。

障がい者と働く職場環境の整備

◆仕事や職場のルールを明示しましょう

安全・衛生管理や秩序・規律維持のために必要なルールは、口頭で伝えるだけでなく、掲示するなどしていつも全員が見えるようにします。

◆作業工程を細分化しましょう

障がい者に限らず、複雑な作業よりも単純な作業の方が対応しやすいものです。農業経営体が知識・経験に基づき行う一連の作業も、複数の作業に分割し単純化することで作業しやすく、指示も容易になります。

◆経験に基づく判断基準を見る化しましょう

経験的にわかる、収穫を判断する色づき、シタケの傘の開き具合、調製の仕分けの大きさ・重さの範囲などのあいまいな基準は、色見本やスケールを作成し、これと対比することで判断しやすくなります。



障がい者とのコミュニケーションのポイント

相手の人格を尊重し、相手の立場に立って対応しましょう

思い込みや押し付けではなく、相手の意思を確認し、同じ高さに目線を合わせ、明るく、丁寧に、わかりやすく対応します。また、子ども扱いした言葉は使わないようにします。

障がい特性を理解しましょう

障がいの種類、程度や症状は一人ひとり異なるので、配慮が必要な内容はそれぞれ違います。外見ではわからないことが多いので、どういう配慮が必要かは個別に確認し職場で共有します。



特別扱いはしないようにしましょう

障がいのあるなしにかかわらず、全員が仲間というスタンスが重要です。

感情的に叱らないようにしましょう

感情的に叱ることで、それ以降コミュニケーションが取れなくなったり、その作業ができなくなったりすることがあります。何がいけないのか丁寧にわかりやすく説明し理解してもらうことが重要です。

休憩・服薬の声掛けをしましょう

作業に集中し、休憩も取りに続けることもあるので、休憩や服薬の声掛けをすることが必要です。

障害福祉サービス事業所の農業参入の進め方

農作業の受託

◆まずは農作業を受託してみましょう

農業参入には地域との信頼関係の構築が不可欠です。また、農福連携の取り組みに対して、農業経営体からは、「(障がいのある方は)どんなことができるのか」「接し方がわからない」、障害福祉サービス事業所からは、「(参入したいが)農業の知識がない」などの意見が寄せられます。そのアプローチの一つが農作業の受託です。ぎふアグリチャレンジ支援センターがマッチングを支援しています。



本格的な農業への参入

意思決定

STEP 1

営農計画の策定

◆農業参入の目的を明確にしましょう

経営の方向性と農業参入の目的を明確にし、利用者、職員、社員、株主、その他関係者と共有しましょう。

◆農地を使用する(貸借、所有)か、使用しない(施設建設)かなど、参入形態を明確にしましょう

一定の要件を満たせば、法人が事業用に農地を借りることができます。農地を借り入れる(又は購入する)場合には、市町村農業委員会の許可が必要ですので、農地が所在する市町村の農業委員会又は農業担当課に相談してください。

◆どのような作物を生産するのか選択しましょう

作物を選択することで、今後の農業経営に必要となる農地、機械・施設、生産技術(栽培方法、人材等)が明らかになってきます。各地域の農林事務所農業普及課に相談し、地域に適する作目の情報や、作物ごとの栽培技術等に関する情報を得てください。

◆販売計画を立てましょう

安定収入を得るための販売計画(市場出荷、消費者直接販売、量販店等との契約販売、直売所販売等)を策定します。地域の販売状況などは、市町村や地域のJAから情報を得てください。